

2025-2027 年度青年研修「防災とまちづくり B」
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「JICA 関西」という。）は以下の業務について、別紙 2 のとおり参加意思確認書の提出を公募する。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた防災分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、系統計画・運用について必要な知識や技術に関する研修を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定である。

本コースは全世界の防災計画策定や防災意識啓発を担う若手行政官を対象に日本の防災の考え方や防災技術の活用、防災文化の醸成に係る知見を共有するものである。

「稲むらの火」や「エルトゥール号」の物語を通じた防災教育や防災意識の向上を図る取り組み、そして今後 30 年以内に約 80%の確率で発生するとされる南海トラフ地震に備えるための最新技術導入や対策を行っている和歌山県を、研修の主要な実施場所として想定している。また、青年研修において重要としている、日本の文化理解を促進するために、Home Stay または Home Visit を取り入れることも計画している。

受託者には要件として「和歌山県の防災や教育に係る官民とのネットワークを有すること」「外国人を対象としたプログラム運営に係る業務経験を有すること」「Home Stay または Home Visit の調整機能を有すること」が求められる。

特定者は、国際交流イベントや文化交流プログラムを実施する機関であり、日本と海外をつなぐ知見を豊富に有する。また、和歌山県防災局や教育委員会、和歌山大学等の行政・教育機関と密に連携しており、多様な講師を招いて研修を運営することが可能である。加えて、特定者は外国人が多く参加するイベントを頻度高く開催しており、その経験は研修運営にも活かされ则认为。さらに、特定者は本研修で取り入れることとしている Home Stay／Home Visit や学校訪問の調整機能も持つため、本研修を実施できる唯一の機関であると判断する。

特定者は以下「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えるが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

1 業務内容

別紙 2 「研修委託契約業務概要」の通り。

2 応募要件

（1）基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- ② 2025 年度を第 1 回目として受託し、2027 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能である者。本件公募は 2025 年度、2026 年度、2027 年度に実施する研修（3 回分）を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。（ただし、研修対象国の状

況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。)

(2) 資格要件等：

- ① 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。
なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
 - ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力

力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が兵庫県の暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）に定める禁止行為を行っている。

- ⑤ 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2025 年 10 月 6 日（月）10 時から 2025 年 10 月 20 日（月）17 時まで
	提出場所	〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課（担当：坂西 悠太）
	提出書類	別紙 3 参加意思確認書 別紙 4 資格審査申請書 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない

		者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール、持参又は郵送で提出(郵送の場合は書留としてください。) メール送付先： ksictp1@jica.go.jp メールタイトル：【2025-2027 年度青年研修「防災とまちづくり B」参加意思確認書の提出 (社名〇〇)】
(2) 審査結果の通知	通知日	2025 年 10 月 24 日 (金)
	通知方法	メール又は郵送で通知(参加意思確認書を提出した団体のみ、提出のあった方法に応じて通知) ※なお、特定者には、JICA 関西ホームページ上(調達選定結果)で通知する。
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課(担当：坂西 悠太)
	請求方法	メール、持参又は郵送で提出(郵送の場合は書留としてください。) メール送付先： ksictp1@jica.go.jp メールタイトル：【2025-2027 年度青年研修「防災とまちづくり B」参加意思確認公募／応募要件無しの理由請求(社名〇〇)】
	請求期限	2025 年 10 月 30 日 (木)
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記 3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記 2 (1) (2) の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

(12) メール送信の際の留意点は以下のとおりです。

- ① メールの受信制限があるため、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
- ② データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別紙 3）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付します（ただし、パスワードについては、別メールにて送付します）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。
- ③ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。
- ④ JICA 関西では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は 翌営業日の 17 時までに）受信確認メールを送付しますが、万一連絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

担当部課：JICA 関西研修業務課

以 上

研修委託契約業務概要

※以下の記載は 2025 年度に関するものです。2026 年度、2027 年度の計画については、研修期間や対象国の変更を含めて当該年度に決定します。

1 研修コース概要:

(1) 研修コース名

青年研修「防災とまちづくり B」

(2) 研修期間 (予定)

- ① 全体受入期間: 2026 年 1 月 15 日から 2026 年 1 月 31 日まで
- ② 技術研修期間: 2026 年 1 月 16 日から 2026 年 1 月 30 日まで

(3) 対象となる研修員 (予定)

- ① 定員: 12 人(予定)
- ② 対象国: トルコ、アルジェリア、リビア、スーダン(2 人)、ソマリア、コモロ、ジブチ、シエラレオネ、北マケドニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア
- ③ 対象者: 国や地域の防災計画策定に関係する行政官

(4) 使用言語

英語(講義等は、英語で実施する。ただし、対応困難な場合は、JICA または委託機関が通訳を手配して対応する。)

(5) 研修の背景・目的

1995 年に発生した阪神・淡路大震災は未曾有の都市直下型地震であり、地域に甚大な被害をもたらした。この経験から、行政機関による応急対応のための事前対策、減災対策の強化、質の高い防災計画の必要性が明らかになった。一方、市民やコミュニティの貢献により、地域において多くの被災者が救出されたことで自助・共助の重要性が認識され、災害に対して強靱な社会を構築するためには、地域を構成する全てのステークホルダーによる取り組みが不可欠であると確認された。これらの経験をふまえ、神戸市は、市民・行政が協働・参画できる仕組みづくりに加え、ハード・ソフト対策の実施、計画の定期的な検証・改訂など、災害に強いまちづくりを推進してきている。

2005 年、兵庫県で開催された第 2 回国連防災世界会議では「兵庫行動枠組 2005-2015」が採択され、コミュニティを含む全てのレベルにおいて、防災文化の構築や応急対応のための事前準備を強化することの重要性が強調された。また 2015 年、第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」においては、災害リスク管理のための災害リスク・ガバナンスの強化が優先行動として掲げられ、市民やコミュニティの防災活動への関与の重要性が明記された。

本研修は、開発途上国の地方・中央政府において防災計画実施・策定に従事する若い世代の実務者に対し実施する。我が国において各自治体が防災計画に基づき実施している減災対策・手法による多重防御の取り組み、防災関連計画

や市民の防災意識醸成の手法などの具体的な事例を、災害マネジメントサイクル（応急対応、復旧・復興、減災、事前対策）の各フェーズで紹介することで、災害に対し強靱な社会構築に寄与することを目的としている。

（６）案件目標

本研修では、開発途上国の地方政府・中央政府の若手実務者に対し、災害マネジメントサイクル（応急対応、復旧・復興、減災・事前対策）の各フェーズにおける、行政機関・市民社会による有効な手法や取り組みを紹介することで、減災・事前対策を中心とした災害に対する抵抗力・回復力のある社会を構築することができる人材を育成する。その結果として、参加各国における防災・減災のための取り組みが強化されることを目標とする。

（７）単元目標（アウトプット）

単元目標	単元目標達成のための研修内容（想定）	達成状況の確認方法
(1) 災害に強いまちづくりの基礎的な考え方を理解し、自国との相違点を説明できる。	以下の内容における講義・視察・討議など ・ カントリーレポートの発表 ・ 日本の防災概観	来日後に行うカントリレポート発表内容及び質疑において評価、発表に伴う作成物にて確認
(2) 日本における防災教育や防災文化醸成のための取り組みを理解し、自国の防災意識向上のための活動について提案できる。	以下の内容における講義・視察・討議など ・ 防災教育 ・ 防災意識啓発施設 ・ 市民の生活の中での防災意識理解 ・ 行政等が実施している防災意識向上のための取り組み概要	講義や視察中の発言、質問票の回答内容、アクションプランの発表内容を基に確認
(3) 日本における防災技術の活用や最新の取り組みについて理解し、自国への応用について、その際の留意事項を踏まえながら提案できる。	以下の内容における講義・視察・討議など ・ 防災インフラ施設 ・ 防災計画の策定と反映 ・ 市町村の防災	講義や視察中の発言、質問票の回答内容やアクションプランの発表内容を基に確認
(4) 自国の防災分野の課題解決のためのアクションプランを作成する。	アクションプランの発表及び作成指導	アクションプラン発表内容及び質疑において評価、発表に伴う作成物にて確認

（８）研修項目

【事前活動】

- ・ カントリーレポートの作成
- ・ 関連参考文書による予習、情報のとりまとめ

【研修実施中】

- 1) カントリーレポート発表、討論
- 2) 防災に係る日本国内の取り組み概観
- 4) 日本と世界における防災の基本的な考え方に関して
- 5) 日本の防災意識向上や防災文化醸成の取り組みについて
- 6) 日本における防災技術の導入について
- 7) 日本の防災分野における行政の役割について
- 8) Home Stay または Home Visit による日本文化と市民の防災意識の理解
- 9) アクションプランの発表、討論

【研修実施後】

所属先、関係者内での研修内容の共有と実践

(9) 研修付帯プログラム（参考情報：JICA 関西が実施するプログラム）

ア. ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌日 0.5 日間

通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を JICA において実施する。

イ. プログラム・オリエンテーション（研修事業に関する説明）：来日翌日 1 時間程度

ウ. 評価会及び閉講式：技術研修最終日 0.5 日間

2 委託業務の範囲及び内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 11 月 14 日～2026 年 2 月 27 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

対象国の参加者に対し、研修目標達成のために事前防災の重要性、防災の最新技術や機器、防災意識醸成等に関する日本の知見を共有し、各国社会の状況を踏まえた防災・減災計画策定に係る実務的能力の強化を目指す。

(3) 業務（研修）実施方法

① 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合には、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② 演習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に役立つことを目指す。

③ 見学・研修旅行：

講義で得られた知見を基に、現場視察や関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる旅行計画を策定する。なお、旅行に伴う移動手段・宿泊は、原則として JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

④ レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(4) 業務の実施方法

上記 1 (5) の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

- ①研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ②講師・見学先・実習先の選定
- ③講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤講師・見学先への連絡・確認
- ⑥JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ⑦講義室・会場等の手配
- ⑧使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- ⑨テキストの選定と準備（視聴覚教材の作成、翻訳・印刷業務を含む）
- ⑩講師への参考資料（テキスト等）の送付
- ⑪講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- ⑫講師・見学先への手配結果の報告
- ⑬研修監理員との連絡調整
- ⑭プログラム・オリエンテーションの実施
- ⑮研修員の技術レベルの把握
- ⑯研修員作成の技術レポート等の評価
- ⑰研修員からの技術的質問への回答
- ⑱研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ⑲評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- ⑳閉講式実施補佐
- ㉑研修監理員からの報告聴取
- ㉒講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ㉓業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ㉔関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

4 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書と経費精算報告書を各 1 部ずつ、契約履行期間終了の 10 営業日前までに提出する。

5 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
関西センター契約担当役
所長 木村 出 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2025-2027 年度青年研修「防災とまちづくり B」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 07・08・09 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。
同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

- 資格審査申請書 別紙 4
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近 1 カ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(写) (その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの)

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

資格審査申請書

2025 年 月 日

独立行政法人 国際協力機構
 関西センター契約担当役
 所長 木村 出 殿

「2025-2027 年度青年研修「防災とまちづくり B」の参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

1 申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者 役職名・氏 名	(* 役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付)
直近決算日	西暦 年 月 日
本社所在地	〒 TEL : FAX :

2 担当者連絡先 (JICA からの連絡する場合に、窓口になっていただく方)

担当者 連絡先 (本社所在地と 同一の場合 は記入不要)	〒 TEL : FAX :
部署名	
ふりがな	
担当者 役職名・氏 名	Email :

3 希望する資格の種類（*注：登記されている事業に限る）

資格の種類	注）希望する資格に○印をご記入ください。（複数選択可）
物品の製造	
物品の販売	
役 務 の 提 供 等 （物品の製造、販売以外全て）	

4 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5 添付書類

添 付 書 類		確認欄 添付したものに○をつけてください。
1	登記事項証明書（写）	
2	財務諸表（直近1ヵ年分、法人名、決算期間が記載されていること）	
3	納税証明書その3の3（写）	

注）公的機関が発行する書類（1. 登記事項証明書、3. 納税証明書）については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

別紙 経営状況 ※下記金額は、千円未満を四捨五入すること。

1 営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前2ヵ年分記入する。

直前決算年度（千円）	直前々決算年度（千円）	平均実績額（千円）
A	B	① $(A + B) / 2$

2 自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）
資本金		
準備金・積立金	(注1)	
次期繰越利益（欠損）金		(注2)
小 計	A	B
合 計	② $A + B$ (注3)	

注1：（貸借対照表の純資産の部）－（資本金）－（繰越利益剰余金）＝（準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計）

注2：繰越利益剰余金

注3：貸借対照表の純資産合計と一致

3 流動比率

直前決算時の金額を記入する。

流動資産（千円）	A	③ $(A / B) \times 100 (\%)$
流動負債（千円）	B	

4 営業年数 登記事項証明書の会社設立の年月日からの満年数を記載

④	年
---	---

以 上